

# 引取業・フロン類回収業 申請のポイント

申請書の作成についてはダウンロードコーナーの“手引き”に詳しく記載してあるため、よく読んで作成してください。以下には、とくに間違えやすい点や、よくある質問からポイントを抜き出しました。

## 引取業の登録とは？

引取業の登録は、廃自動車(中古車ではありません。)を引き取るときに必要となります。引き取った廃自動車は「フロン回収 解体 破碎」のように自動車リサイクル法の処理がなされます(解体業と破碎業はそれぞれ許可が必要です。)。引取業はその入口となります。

## フロン類回収業の登録とは？

引取業者が引き取った廃自動車からフロン類を回収するために必要となります。回収設備が必要です。なお、解体業者は、引取業とフロン類回収業の登録も行っているところがほとんどです。

## 申請書の記入の注意

### <引取業>

#### (1) 申請書第2面も忘れずに記載

第2面には廃自動車にフロン類が含まれていることを確認する方法を記載します。“手引き”に記載例がふたつありますので、どちらかを例に記入してください。

例1)はフロン類の確認方法を書面で添付するものです(この書面の作成例もあります。)

例2)はフロン類を確認できる能力を持った従業員がいるとするものです。自動車整備士資格などの写しを添付することとなります。



### <フロン類回収業>

#### (1) 添付書類の「フロン類回収設備の所有権又は使用权を証する書類」とは？

申請書には回収設備を所有していることを示す書類を添付しなければなりません。購入した際の領収書や販売証明書(紛失した場合は、販売店に再度作成してもらうなどしてください。)の写しを添付してください。

#### (2) 「フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類」とは？

カタログ、取扱説明書等の装置の仕様が記載されている部分をコピーして添付してください。

#### (3) 申請書第2面も忘れずに記載

ここには回収設備により回収可能なフロンの種類、能力を記載します。

(2)のカタログ写し等に記載してある仕様を確認して、記載してください。



### <引取業、フロン類回収業 共通事項>

#### (1) 住民票の写し

「住民票の写し」とは、市役所などで交付してもらう住民票の正式名称です(ちなみに「住民票の原本」とは住民基本台帳です。)住民票のコピーをとって添付するわけではないのでご注意ください。

また、住民票は本籍が記載されたものを添付してください。

法人の場合は役員全員分(監査役も含まれます。)必要となります。

#### (2) 定款、登記事項証明書

法人の場合は定款と登記事項証明書の両方が必要です。

#### (3) 登録通知書のコピー

更新申請の場合は登録通知書のコピーも添付していただくようお願いします。